

日医発第 262 号（保 48）
平成 29 年 6 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平成 29 年 5 月 30 日付厚生労働省告示第 212 号をもって薬価基準及び掲示事項等告示の一部が改正され、平成 29 年 5 月 31 日より適用とされたところですが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」を予定しております。

記

1. 新規格医薬品等の薬価基準収載について

既収載品と同一成分の新規格医薬品 10 品目（内用薬 6 品目、注射薬 2 品目及び外用薬 2 品目）が薬価基準の別表に第 16 部追補(12)として収載された。

なお、今回の薬価基準の一部改正に伴う留意事項が、平成 29 年 5 月 30 日付保医発 0530 第 7 号厚生労働省保険局医療課長通知により、以下のとおり示されている。

サムスカ顆粒 1 %

本製剤の警告において、心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で

投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。ついては、使用に当たっては十分留意すること。

2. 掲示事項等告示の一部改正について

医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（下記参照）について、掲示事項等告示の別表第5に収載することにより、平成30年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

	新名称の医薬品	旧名称の医薬品 (※使用期限:平成30年3月31日まで)
薬価基準名	マキュエイド眼注用 40mg	マキュエイド硝子体内注用 40mg

(添付資料)

1. 官報（平 29. 5. 30 号外第 112 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（平 29. 5. 30 保医発 0530 第 7 号 厚生労働省保険局医療課長）

○厚生労働省告示第二百十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年五月三十一日から適用する。

平成二十九年五月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する告示
（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前				改正後			
別表 第1部～第15部 (略)		別表 第1部～第15部 (略)		別表 第1部～第15部 (略)		別表 第1部～第3部 (略)	
第16部 追補 (12)		第4部 追補 (3)		第1部～第3部 (略)		第1部～第3部 (略)	
品名	規格	単位	薬価 円	品名	規格	単位	薬価 円
(き) サムスカ顆粒 1%		1% 1g	1,901.50				
(し) ジヤカビ錠 10mg		10mg 1錠	7,413.60				
(り) リリカOD錠 25mg		25mg 1錠	67.80				
リリカOD錠 75mg		75mg 1錠	112.90				
リリカOD錠 150mg		150mg 1錠	155.00				
(れ) レミッチOD錠 2.5mg		2.5mg 1錠	1,346.30				
(お) オナチレチ350注射液 135mL		74.1% 135mL 1筒	10,192				
(て) Dドライ透析剤 2.75 S		2瓶 1組	1,215				
(ま) マキユエイト眼注用 40mg		40mg 1瓶	8,296				
(あ) アニューチン100mgエリナチン30吸入用 アニューチン200mgエリナチン30吸入用		30吸入1キット 30吸入1キット	1,979.80 2,554.80				

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正)
 第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第5
第1部～第3部 (略)

品名
マキユエイト硝子体内注用 40mg

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が平成29年厚生労働省告示第212号をもって改正され、平成29年5月31日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬6品目、注射薬3品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,087	3,969	2,455	28	16,539

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医療事故防止等の観点から販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬1品目）について、掲示事項等告示の別表第5に収載することにより、平成30年4月1日以降、

保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第5に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	78	59	51	0	188

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

サムスカ顆粒1%

本製剤の警告において、心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月1回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。については、使用に当たっては十分留意すること。

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 サムスカ顆粒1%	トルバプタン	1%1g	1,901.50
2	内用薬 ジャカビ錠10mg	ルキソリチニブリン酸塩	10mg1錠	7,413.60
3	内用薬 リリカOD錠25mg	プレガバリン	25mg1錠	67.80
4	内用薬 リリカOD錠75mg	プレガバリン	75mg1錠	112.90
5	内用薬 リリカOD錠150mg	プレガバリン	150mg1錠	155.00
6	内用薬 レミッチOD錠2.5μg	ナルフラフィン塩酸塩	2.5μg1錠	1,346.30
7	注射薬 オプチレイ350注シリンジ135mL	イオベルソール	74.1%135mL1筒	10,192
8	注射薬 Dドライ透析剤2.75S	人工透析液	2瓶1組	1,215
9	注射薬 マキュエイド眼注用40mg	トリアムシノロンアセトニド	40mg1瓶	8,296
10	外用薬 アニュイティ100μgエリプタ30吸入用	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	30吸入1キット	1,979.80
11	外用薬 アニュイティ200μgエリプタ30吸入用	フルチカゾンフランカルボン酸エステル	30吸入1キット	2,554.80

掲示事項等告示

別表第5 (平成30年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 注射薬	マキユエイド硝子体内注用40mg	トリアムシノロンアセトニド	40mg 1 瓶